

(参考)

## 平成19年度予算(案)における石油特別会計によるCO<sub>2</sub>排出抑制対策

合計 337億円 ( 238億円 )

### 1. バイオエタノール等のバイオマスエネルギーの導入加速化

- 脱炭素社会の実現に向けバイオエタノールを始めとする輸送用バイオ燃料の供給確保と流通環境の整備、E10への対応の促進等を通じ、とりわけ輸送部門でのバイオマスエネルギーの導入加速化に取り組みます。
- 効果的にエネルギーを得るための地域に即したバイオマス利用技術等について戦略的に開発・実用化を推進します。  
廃棄物処理施設において未利用となっていたバイオマス・廃棄物エネルギーを高効率に利用（発電、燃料製造、熱輸送、発電ネットワーク等）する施設整備の支援を強化します。

#### 【主な予算措置】

	百万円
(新)エコ燃料実用化地域システム実証事業費	2,780( 0)
(新)エコ燃料利用促進補助事業	800( 0)
地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)	3,302( 2,716)
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	2,117( 1,505)

### 2. 「自然資本 百年の国づくり構想」を踏まえた持続可能な都市づくり

- ヒートアイランド対策として、我が国を代表する注目度の高い中枢街区を選定し、集中的に屋上・壁面緑化、風の道の設計等複数の対策を組み合わせた事業を実施します。
- 省CO<sub>2</sub>型の集約型の都市構造の構築に向けて、自動車交通需要の抑制、都市の骨格となる公共交通の利便性の向上等の取組を推進します。

#### 【主な予算措置】

	百万円
(新)クールシティ中枢街区パイロット事業	700( 0)
(新)省CO <sub>2</sub> 型都市づくりのための面的対策推進事業	250( 0)

### 3. 「ソーラー大作戦」の更なる展開による温暖化対策の推進

- 地域ぐるみの太陽光発電システムの導入促進、大規模太陽光発電による電力の地域共同利用の推進など、点から面への導入支援を強化します。
- 学校を核とした地域モデルとなる省エネ・代エネ施設を整備・改修します。
- 我が国が世界をリードする太陽光発電や省エネ型機器等について、アジア地域における普及シナリオ等を盛り込んだグランドデザインを策定し、CDM事業としての実施可能性の検討等を行います。

#### 【主な予算措置】

	百万円
街区まるごとCO <sub>2</sub> 20%削減事業、メガワットソーラー共同利用モデル事業 等	1,035( 830)
地球温暖化を防ぐ学校エコ改修事業	1,800( 1,500)
CDM/JI事業調査のうち	
(新)アジア新エネ・省エネプログラムCDM事業調査	150( 0)

#### 4. 京都メカニズムの本格的な活用

- 改正地球温暖化対策推進法等を踏まえ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得を計画的かつ効率的に進めます。

【主な予算措置】

	百万円
京都メカニズムクレジット取得事業	6,300( 2,200)
CDM/JI事業調査	670( 600)

#### 5. 国内対策の抜本的強化

- 自主参加型国内排出量取引制度については、参加企業を増加させ充実を図るとともに、制度化も視野に入れた検討を進めます。
- 公共サービス・公益事業に伴う二酸化炭素排出量を率先して削減するとともに、事業者、国民の地球温暖化対策の取組を促進します。
- 地域における温暖化対策活動に対し出融資等を行うコミュニティ・ファンド等を支援します。
- 野生生物保護等との両立を図りつつ、風力発電を促進するため、バードストライク防止のための適切な配慮策の実証等を行います。
- 中小規模の業務用施設において二酸化炭素排出量の削減を図る効率的な対策技術の導入を行います。

【主な予算措置】

	百万円
温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(新規分)	3,000( -)
(新)公共・公益サービス部門率先対策補助事業	400( 0)
(新)コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業	50( 0)
(新)環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業	183( 0)
(新)風力発電施設に係る適正整備推進事業	230( 0)
業務部門二酸化炭素削減モデル事業	250( 150)

#### 6. 地球温暖化防止大規模国民運動「チーム・マイナス6%」の更なる推進

- 地球温暖化対策を抜本的に進めるためには、国民のライフスタイル・ワークスタイルの変革が必要です。そのため、レジ袋の削減とふるしきの活用、買換時の省エネ製品の選択促進等をテーマとして引き続き集中的なキャンペーンを行います。
- 地域に根付いた温暖化対策を推進するため、市町村ごとに温暖化対策のシンボルとなる一品(取組)を選定することにより、地元企業、NPO/NGO等の様々な主体を巻き込んだ対策を推進する、地域レベルでの知恵の環を広げていきます。

【主な予算措置】

	百万円
地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業	3,000( 3,000)
(新)温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業	300( 0)

#### 7. 脱温暖化社会の実現に向けた先端的な技術開発、起業支援

- バイオ燃料などの再生可能エネルギー導入技術、省エネ技術等について、実用化に向けた重点的な技術開発を推進します。
- 先見性・先進性の高い温暖化対策ビジネスの起業支援を行います。

【主な予算措置】

	百万円
地球温暖化対策技術開発事業(競争的資金)(再掲)	3,302( 2,716)
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター(起業支援)事業	800( 1,023)

## (参考) 環境省における「経済成長戦略大綱」推進関係予算

「経済成長戦略大綱」を推進するための主な予算事項については、次のようなものがある。

(単位：百万円)

### 第1. 国際競争力の強化

#### 1. 我が国の国際競争力の強化

##### (6) 観光立国の実現と交流人口の拡大

自然公園等事業（国立公園等整備費）の一部 236( -)

##### (9) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化

###### ①産業・ビジネスの環境効率性向上プラン

(新)コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業(一般会計・石油特会) 111( 0)  
 (新)環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(石油特会) 183( 0)  
 (新)環境金融普及促進事業 25( 0)  
 環境物品等情報提供体制整備費 28( 18)  
 国等におけるグリーン購入推進経費 39( 34)

###### ②3R技術・システムによる資源生産性向上プラン

(新)物質フロー会計に関するOECDワークショップの開催 20( 0)  
 アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 35( 31)  
 廃棄物処理等科学研究費補助金[競争的資金] 1,261(1,300)  
 廃棄物処理施設における温暖化対策事業(石油特会) 2,117(1,505)

###### ③バイオマスエネルギーの導入加速化

バイオマスエネルギー導入加速化戦略(石油特会) 9,939(5,171)  
 (新)バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・ITシステム化調査 10( 0)  
 (新)バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査 20( 0)  
 廃棄物処理施設整備費の一部 1,791( -)

#### 2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み

##### (1) 日本のイニシアチブによる東アジア経済統合の推進

###### ③日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備

(新)アジア諸国における石綿対策技術支援費 13( 0)

#### 3. 資源・エネルギー政策の戦略的展開

##### (1) 世界最先端のエネルギー需給構造の実現

###### ③新エネルギーイノベーション計画

ソーラー大作戦(一般会計・石油特会) 4,800(4,145)  
 地球温暖化対策技術開発事業[競争的資金](石油特会) 3,302(2,716)

##### (2) 資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化

###### ②アジア環境・エネルギー協力戦略

気候変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費 260( 300)  
 黄砂対策推進費 25( 27)  
 (新)東アジアにおける酸性雨等広域環境政策形成推進事業費 11( 0)  
 (新)アジア新エネ・省エネプログラムCDM事業調査(石油特会) 150( 0)  
 (新)国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備 5( 0)  
 (新)アジア太平洋エコライフスタイル普及啓発費 3( 0)  
 3Rイニシアティブ国際推進費 120( 103)  
 (新)持続可能なアジアに向けた大学院等における環境人材育成戦略事業 68( 0)

### 第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

#### 1. 地域経営の活性化

- |                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| (1) 地域資源を活用した地域産業の発展           |           |
| (新)温暖化対策「一村一品・知恵の環づくり」事業(石油特会) | 300( 0)   |
| エコツーリズム総合推進事業費                 | 129( 132) |
| (6) 地域の技術開発と産学官連携等             |           |
| (新)地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業  | 48( 0)    |

### 第5 生産性向上型の5つの制度インフラ

#### 4. ワザ：技術革新

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 融合・協同によるイノベーションの促進  |           |
| ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業 | 453( 400) |

等

## (参考) 環境省における再チャレンジ支援関係予算

「再チャレンジ支援総合プラン」に盛り込まれた予算事項については、次のようなものがある。

(単位：百万円)

**(新) エコインストラクター人材育成事業** 38( 0)

自然学校のインストラクター、エコツアーガイド等の育成のため、自然学校等と連携し、希望者に対する実地研修を行う。

**(新) 里地里山・里親プラン事業費** 32( 0)

地域の自然環境(里地里山等)保全のため、団塊の世代等の人材・活動場所の登録と専門家による研修を組み合わせ、活動の担い手を求める実施民間団体(NPO等)への紹介を行う。

**(新) 国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備** 5( 0)

定年退職を迎える団塊世代の持つ環境管理のスキルや経験を途上国において活用するため、必要な研修内容やその実施方法について検討を行う。

**環境カウンセラー活用推進事業** 26( 31)

環境保全に関する取組について豊富な実績や経験を有し、環境保全に取り組もうとする市民や事業者に対してきめ細やかな助言を行うことのできる人材を「環境カウンセラー」として登録し、一般に公表し広く活用を図る。

**(新) コミュニティ・ファンド等を通じた環境保全活動支援促進事業** 61( 0)

コミュニティ・ファンドが地域の環境保全活動に対して、環境保全や地域再生に及ぼす効果に関する評価及び事業の持続可能性の評価を行うことをモデル事業として支援する。

## Ⅱ. 平成19年度 環境省 財政投融资の概要

### 1. 環境ファンド等を通じた民間の資金の活用

[日本政策投資銀行の出融資制度]

民間の貯蓄が環境対策に活用されるような資金の流れを作り出すため、

- i 広く民間の資金を集めて環境関連の投資を行おうとするファンドに対して出融資を実施。
- ii S P C（特別目的会社）を活用した金融機関による環境配慮型債権の流動化を支援。

### 2. 自動車NOx・PM法関連融資制度の拡充

[中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫の融資制度]

自動車NOx・PM法関連の融資について、既存車へのNOx・PM（窒素酸化物・粒子状物質）低減装置の装着を対象に追加。

### Ⅲ. 平成19年度環境省税制改正の概要

#### 1 地球温暖化対策のための税制のグリーン化

##### (1) 環境税

平成19年度税制改正大綱に以下のように盛り込まれた。

「わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際影響力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。」

##### (2) 道路特定財源

平成19年度税制改正大綱に以下のように盛り込まれた。

「道路特定財源の見直しについては、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成18年12月8日 政府・与党）を踏まえ、平成20年度税制改正において、所要の税制上の対応を行う。」

##### (3) バイオ燃料関連税制の創設〔揮発油税・地方道路税・軽油引取税〕

バイオエタノールに係る揮発油税等の非課税、バイオディーゼルに係る軽油引取税の非課税については、長期検討とされた。

## 2 自動車の低公害化、低燃費化の推進

### (1) 低公害車の取得に係る税率の軽減措置〔自動車取得税〕

低公害車の取得に係る自動車取得税の軽減措置について、軽減対象自動車に関し以下のとおり見直しを行った上で、2年間延長。

【現行措置】基本税率は、取得価格の5%（自家用車）又は3%（営業用及び軽自動車）

電気自動車（燃料電池自動車を含む。）、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッドトラック・バス	一律に2.7%軽減
ハイブリッド乗用車	一律に2.2%軽減

【見直し後】

○電気自動車（燃料電池自動車を含む。） ○天然ガス自動車 ・車両総重量3.5t以下：☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量3.5t超：重量車☆（NOx）に限る。 ○ハイブリッド自動車（バス・トラック） ・車両総重量3.5t以下：☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。 ・車両総重量3.5t超：重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る（※）。	2.7%軽減 (19年度、20年度)
○ハイブリッド自動車（乗用車） ・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。	2.0%軽減(19年度) 1.8%軽減(20年度)

- ・☆☆☆☆：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車
- ・重量車☆（NOx又はPM）：平成17年基準値よりもNOx（又はPM）を10%以上低減させた自動車
- ・燃費基準+20%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも20%以上燃費性能を向上させた自動車
- ・重量車燃費基準達成車：省エネ法に基づくディーゼルバス・トラック等に係る燃費基準達成車

※ この限定は平成19年9月1日以後の自動車の取得について適用する。

\* 営業用自動車には3%、自家用自動車には5%の税率がかかるところ、これらの税率が例えば3.0-2.7=0.3%（営業用電気自動車等）、5.0-2.0=3.0%（自家用ハイブリッド乗用車（19年度取得分））等となる。

### (2) 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置〔固定資産税〕

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準を3年間3分の2とする措置を2年間延長。

### 3 廃棄物・リサイクル対策の推進

#### (1) 食品リサイクル制度の見直しに伴う再商品化設備等に係る特例措置 〔所得税・法人税〕

初年度100分の14の特別償却の適用対象である食品循環資源再生利用設備の範囲に生ごみ処理機及び保冷設備を加える。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の改正後には、対象設備を同法に規定する認定を受けた再生利用事業計画に記載された設備に限定する。

#### (2) 産業廃棄物処理用設備（高温焼却設備・ばい煙処理用装置）に係る特別償却措置〔所得税・法人税〕

高温焼却設備については、初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長。

ばい煙処理用装置については、アスベスト廃棄物処理用設備に対象を限定した上で、初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長。

#### (3) PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置〔不動産取得税・固定資産税・都市計画税〕

PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る以下の特例措置を2年間延長。

ア 不動産取得税：課税標準2分の1

イ 固定資産税：家屋の課税標準2分の1、償却資産の課税標準4分の1

ウ 都市計画税：課税標準2分の1

### 4 自然保全の推進

#### (1) 網・わな猟免許の分割に伴う税率の見直し〔狩猟税〕

網・わな猟免許の分割に伴い、それぞれの猟法において捕獲可能な狩猟鳥獣の種類が従前に比べ限定される観点、網及びわなの両方の免許登録を受ける者に対し過度な負担とならないようにする観点等から、それぞれの登録を受ける者の税率を現行の2分の1とする。

#### (2) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置〔固定資産税〕

##### 【拡充】

地区計画等緑化率条例による制限を受けない緑化重点地区内において緑化施設を整備する建築物のうち、敷地面積が500㎡以上の建築物にまで認定緑化施設の対象を拡充（現行1000㎡以上）。

##### 【延長】

認定緑化施設に係る固定資産税の特例措置（緑化率規制対象建築物に係る認定緑化施設の課税標準を5年間3分の1（義務付け相当部分を除く。）、緑化率規制対象外建築物に係る認定緑化施設の課税標準を5年間2分の1）の適用期限を2年間延長。

## 5 環境汚染の防止

### NOx排出抑制設備、VOC排出抑制設備、指定物質（ベンゼン等）回収設備に係る特別償却措置〔所得税・法人税〕

- ア NOx排出抑制設備の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を1年間延長
- イ VOC排出抑制設備の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長
- ウ 指定物質（ベンゼン等）回収設備の初年度100分の14の特別償却措置の適用期限を2年間延長

## 6 森林関連税制の延長

### (1) 植林費の損金算入の特例措置〔法人税・法人住民税〕

森林施業計画に基づき、造林するための植林費は、その100分の35に相当する金額まで損金に算入できる特例措置を2年間延長。

### (2) 山林所得に係る森林計画特別控除措置〔所得税・個人住民税〕

森林施業計画に基づいて、山林の伐採又は譲渡をした場合にその20%相当額を所得から控除することができる特例措置を2年間延長。

## 7 その他

### 減価償却制度の抜本的見直し〔所得税・法人税〕

減価償却制度について、以下の見直しを行う。

1. 新規取得設備について、残存価額を廃止する。
2. 償却可能限度額を廃止する。

など